

遺族附加年金事業 「特約制度」

重病克服支援制度・退職後継続保障制度について、
配偶者の継続加入が可能になりました！

遺族附加年金事業の特約制度である重病克服支援制度、退職後継続保障制度については、これまで組合員本人に生前給付保険金が支払われると組合員本人の契約が消滅するため、配偶者も同時に契約が消滅していましたが、平成27年1月1日更新分より、組合員本人が生前給付保険金を受けて契約が消滅しても、現職中であれば、「配偶者のみの継続加入」ができるようになりました。

区分	変更前	変更後
組合員本人	保険金支払により契約が消滅	左記に同じ（変更なし）
配偶者	本人の契約が消滅するため「 脱退 」	既加入契約を継続して加入

《遺族附加年金事業に関するお問い合わせ》

熊本県市町村職員共済組合福祉課 TEL 096-365-1900（内線 343~346）
熊本県市町村職員共済組合ホームページ 「遺族附加年金事業オフィシャルサイト」
明治安田生命保険相互会社 フリーダイヤル 0120-25-7754